

## 託送供給等約款認可申請に係る補正指示文書の受領について

平成29年2月17日  
北陸電力株式会社

当社は、本日（2月17日）、経済産業大臣より託送供給等約款の認可申請に係る補正指示文書を受領しましたので、お知らせします。

当社は、昨年10月、経済産業大臣に平成29年4月1日を実施日とする託送供給等約款の認可申請<sup>※1</sup>を行いました。（平成28年10月31日お知らせ済み）

本日（2月17日）、経済産業大臣より下記事項について申請内容を補正し、2月28日までに提出するよう指示を受けました。

当社としては、速やかに内容を確認するとともに補正申請の準備を進めて参ります。

### 記

#### （指示事項）

- ・「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令（2月17日公布）」の規定を踏まえ、電力量調整供給の特別措置<sup>※2</sup>に関する改正を適切に反映すること等

以 上

#### ※1 託送供給等約款の認可申請の概要

託送供給等約款とは、新電力や当社以外の電力会社等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたもの。今回の申請は、ネガワット取引の制度化に伴い、ネガワット取引に対するインバランス供給、需要抑制量調整供給契約の契約要件等について規定するもの。

#### ※2 電力量調整供給の特別措置

再生可能エネルギー固定価格買取制度の改正を踏まえ、平成29年4月以降に買取義務者となる送配電事業者の買取に係る再生可能エネルギー電気のうち、再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく特定卸供給について、インバランス（補給・購入）料金の算定を行う対象とすること。